

味舌学童保育室増設事業 施設概要

1. 概要：

共働き等の世帯の増加により入室児童数は年々増加傾向にあり、安定した保育の実施や更なるサービスの向上に取り組むためには既存施設の活用のみでは限界であることから、保育場所の確保や保育環境を充実するため味舌学童保育室を増設する。

2. 工事場所：摂津市三島二丁目13番38号 摂津市立味舌小学校 敷地内

3. 法規制等

地域・地区：第二種中高層住居専用地域 第二種高度地区 準防火地域

法定容積率・建蔽率：200%・60%

日影規制：高さ10m以上対象

4. 施設概要

建物規模：2階建て 4室（1室40人程度利用） 延べ面積 404㎡程度

所要室：保育室4室、男子便所、女子便所、車いす利用者用便所、キッチン

什器等：下足箱、ロッカー、ミニキッチン、冷蔵庫（新設3台、既存品移設1台）

所要設備：便所、キッチン、冷暖房設備、換気設備、消防設備等は関連法令に基づき設置する。

5. 工事概要

- ① 学童保育室の建設
- ② 上記に伴う電気設備、給排水設備等インフラ整備
- ③ 既存樹木の撤去、百葉箱の撤去・新設工事
- ④ 緑地面積確保のための植栽工事
- ⑤ 狭あい道路整備に伴う道路拡張工事と付随する電柱移設等工事
- ⑥ 敷地境界部に設けるフェンス新設工事
- ⑦ その他雨水排水等外構整備工事

6. 設計方針

既存学校敷地における法遡及や、学童保育室用に電気を直接引き込むことのできる等の観点から既存学校敷地とは申請地を分ける。

前面道路幅員が小さく、狭あい道路整備事業の整備対象に該当するため、道路の拡

幅工事が必要となる。道路拡幅工事にあたっては角部の見通し確保するとともに、敷地と道路の間に児童の待機スペースとしてグリーンベルトを設ける等提案すること。なお敷地東側の学校との隣地境界線位置については可能な限り、西側に設けるものとする。

また、学校敷地側の日影規制が適法な状態を維持できるよう、体育館と敷地境界線との離隔距離に留意すること。設計業務の一環として過去の学校敷地の確認申請書に基づき、日影図を作成し、既存学校敷地が適法であることを確認すること。

平面計画においてはキッチンから各保育室が可能な限り見渡せる提案とすること。また、各階の保育室間は移動間仕切りとする等、可能な限り連続して利用できる計画とすることが望ましい。

杭、地盤改良等については添付の既存校舎ボーリングデータを参考に適切な仕様を提案すること。